

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和7年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●太子町

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	災害見舞金支給		○	企画政策課	079-277-5998	
2	女性相談・DV相談		○	社会福祉課	079-277-1013	
3	要介護認定申請		○	高年介護課	079-276-6715	
4	教育・保育施設の入所申請	○		こどもえがお課	079-277-1019	
5	幼児教育・保育の無償化に関する申請	○		こどもえがお課	079-277-1019	
6	学童保育園の入所申請	○		こどもえがお課	079-277-1019	